

その他報告事項

(保健医療計画に記載する特定行為研修修了者の就業者数の目標値の算出について)

計画の改定について

- (1) 現計画期間 : 平成30年度～令和5年度（6年間）
- (2) 現計画の位置づけ : **医療法により保健医療計画に規定を義務づけられているもの（医療従事者の確保に関する事項）**
- (3) 基本的な考え方 : 「働き続けられる環境の整備」を土台に、「必要となる看護職員総数の確保」、「看護の質向上」、「**在宅医療・訪問看護提供体制の充実**」の3本を施策の柱として、看護職員確保対策を総合的に推進
- (4) 現計画の構成 : ①奈良県の看護職員確保に関する現状と課題 ②看護師確保に関する基本的な考え、方針、目標 ③取り組むべき施策 等
- (5) 新計画期間 : 令和6年度～令和11年度（6年間）＜令和5年度に改定＞
- (6) 改定のポイント : 国のガイドラインを踏まえて、現計画の評価を行い、新計画を策定

非公開

非公開